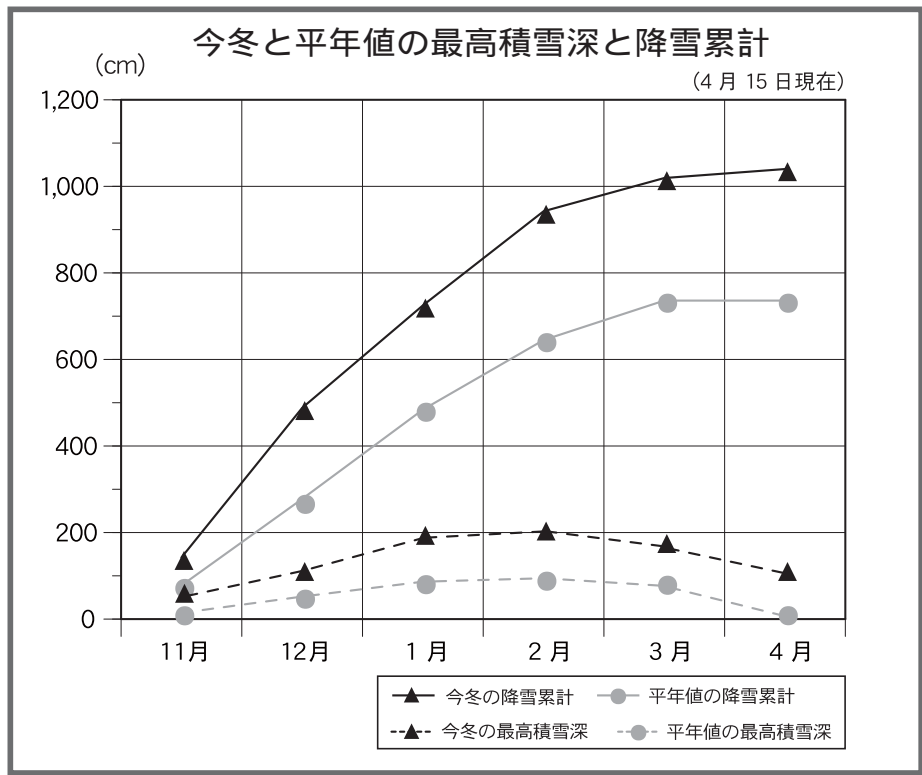


# 今冬の豪雪

## 状況と対応

### 被害を受けた方へお知らせ



市は、安全・安心な市民生活の確保のため、昨年12月に豪雪対策本部を立ち上げ、道路除排雪に全力を尽くすとともに、独居高齢者等への除雪支援などを行いました。今冬は、昨年11月から例年になく降雪量に見舞われ、12月26日には、平年の2倍を超す369cmの降雪量を記録し、3月の下旬には降雪の累計が、10mを超える状況となりました。

また、1・2月の気温は平年よりも低く推移し、融雪が遅れたこともあり、屋根の雪が落ちずに積もった状態が長く続き、雪の重さで建物が壊れたり、屋根の雪降ろしをする際の事故が多発したりしました。その後もなかなか融雪が進まず、4月15日現在の積雪深が75cmと、平年よりも1か月ほど遅れています。

ほかに、吹雪による交通の遮断や積雪による道路状況の悪化など、市民生活に重大な影響を与えました。その状況は次のとおりです。

- 《除排雪の状況(3月31日現在)》
- ▽道路・歩道等の除排雪
    - 道路除雪 956・2kmある除雪対象の市道などに、11月から3月までの152日のうち、102日出動
    - 道路排雪 83・6km(うち、バス路線39・1km)の排雪対象路線を延べ399・1km実施
    - 交差点カッター排雪 245か所
    - 要望・苦情等 5千311件(例年の約7倍)
  - 《支援等の状況(3月31日現在)》
  - ▽豪雪にかかる自衛隊の派遣活動
    - 期間 1月17日から22日(6日間)
    - 派遣部隊 陸上自衛隊第12施設群岩見沢駐屯地)
    - 派遣人員 延べ800人
  - ▽独居高齢者等除雪支援(間口除雪)
    - 12・1月 74件(80歳以上)
    - 2・3月 47件(75歳以上に拡大)

- ▽独居高齢者等除雪支援(屋根雪除雪)
  - 期間 2月25日から3月5日
  - 支援件数 55件
- ▽除排雪作業員を緊急雇用
  - 期間 1月25日から3月30日
  - 業務内容 独居高齢者等世帯の玄関間口と周辺の除雪、平屋家屋の雪庇落とし、公共施設や消火栓の除雪、農業被害支援など

#### 《被害の状況(3月31日現在)》

- ▽人的被害
  - 死亡3人、重傷12人、軽傷36人
- ▽住家被害
  - 一部破損35棟
- ▽非住家被害
  - 全壊16棟、半壊5棟
- ▽農業被害
  - 営農施設1千661棟、畜産施設5棟、その他施設16棟

市は、融雪が遅く豪雪の影響も残っていることから、農業被害や融雪被害、空家対策、高齢者等からの雪害に対する相談業務など、それぞれ継続して対応しています。また、家屋の被害や人的被害の程度に応じて、下記のとおり税等の減免措置などを行います。

問合せ 市住民自治・安全安心推進室

### 災害の被災者に対し被害の程度に応じて税等を減免

- 死亡またはけがなどが原因で障害者手帳を交付された場合(問合せ 市税務課市民税係)
 

納税義務者の方が災害により死亡したり、けがなどが原因で障害者手帳を交付されたりしたことで、個人市民税の納付が困難になった場合に、市税の減免を受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
- 自己所有の家屋や家財などに被害を受けた場合
 

適正な管理をしていたにもかかわらず、家屋や家財などに被害を受けた場合に、その状況や程度で下表のとおり減免を受けられる場合があります。なお、窓ガラス、屋根の一部、煙突の破損などの部分的な損傷については、減免の対象になりません。

区分	対象	問合せ先
固定資産税	固定資産税を課している資産が被害を受けた場合	市税務課資産税係
個人市民税	住家の全・半壊(家財の被害を含む)の場合	市税務課市民税係
国民健康保険料	全・半壊と判断した場合でも、損害保険などで修理費などが補てんされた時は、その金額を勘案して減免の可否を判断します。	市健康推進課国保係
後期高齢者医療保険料		市高齢・介護室医療給付係
介護保険料		市高齢・介護室介護保険係
認可保育所の保育料		市教委子ども課保育係

減免の可否や手続き、添付書類など、詳しくはお問い合わせください。

全壊の目安...補修しても再使用することが困難なもので、床面積の概ね70%以上の損壊、または主要な構成要素の経済的被害(価値の減少)が住家全体の50%以上に達したもの

半壊の目安...補修することで再使用することができる程度のもので、床面積の概ね20~70%程度の損壊、または主要な構成要素の経済的被害(価値の減少)が住家全体の20~50%程度のものである

### あんしん住まいづくり助成事業の特例扱い

今年度のみ特例扱いとして、昨年度以前に利用した方でも、雪害で屋根等が破損したところを修繕する場合は、利用できる取り扱いとしました。なお、この助成事業は、建築後5年以上経過した持ち家に、市内に本社がある登録建設業者が行う、税抜き30万円以上の修繕工事などが対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 市建築課建築指導係